

平成 29 年度 第 4 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 30 年 2 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 9 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、奥田 智香、
黒石 美保子
- 4、事務局：こども部 内田部長、南野次長
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、高橋係員、山本係員
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：0 名
- 6、議 案：1. 利用定員の設定について
2. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 4 回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席者数は 8 名で、過半数の 4 名を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また本日は、傍聴者はおられません。続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

～資料確認～

事務局：なお後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいておりますので、予めご了承ください。

それではこれ以降の会議の進行につきましては部会長に一任したいと思います。部会長よろしく願いいたします。

部会長：はい。それでは、みなさんこんにちは。

一 同：こんにちは。

部会長：今日もまた活発なご意見を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に沿いまして、進めさせていただきます。まず、最初に議題 1 の「利用定員の設定について」でございます。そのことについて事務局から説明よろしく願いいたします。

事務局：それでは、「議題 1」につきまして、ご説明いたします。毎年、年度末に、来年度の利用定員の設定をご審議いただく議題ではございます。まず、議題 1 の説明に入る前に、市が施設・事業に対して行う「確認」と「利用定員の設定」について、また、この会議で議題 1 を諮らせていただく、趣旨について、説明させていただきます。まず、参考資料 1 をご覧願います。この資料は、「給付制度における「認可」と「確認」の関係について」の説明資料となっております。子ども・子育て支援新制度の下で、施設や事業が給付の対象となるためには、左側部分の認可を受けた上で確認を受ける必要がございます。

認可につきましては、平成 30 年 1 月 29 日に「門真市児童福祉審議会」において、認可保育所及び定員 19 人以下の地域型保育事業の認可を行いました。その結果を受け、認定子ども園や保育所を含む、すべての施設・事業に対して、資料右側部分の確認手続きを踏んでいただくこととなります。この確認手続

きを行うに当たっては、認可定員の範囲内で、利用定員を設定することとなっており、新制度において各市町村が教育・保育の確保策に関する計画を策定したうえで、給付費を支払う主体になっておりますことから、計画の進捗を見ながら、利用定員の設定を行う必要があります、この会議にも諮らせていただくものでございます。

裏面の2ページ目をご覧くださいと、法的位置づけを記載しており、確認の際の利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号、第2号の各号において、審議会等での意見をお聴きすることとなっていることから、本日の議題とさせていただきます。

これらを踏まえまして、利用定員の設定についての説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

この資料は、利用定員についての説明を記載しており、利用定員とは、施設型給付又は地域型保育給付の対象として確認手続を行う際に「認可定員」の範囲内で設定する定員となっております。認可定員より少なく設定することも可能であります。門真市においては、保育定員の不足が見込まれる状況であることから、利用定員を設定する際の考え方といたしましては、最大数である認可定員を持って、利用定員とさせていただきたいと考えております。

それを受けて、各施設の利用定員を表にお示ししているとおり、この定員数につきましては、30年4月1日より新たに新制度の給付の対象となる施設や事業、また施設種別を変更する施設について記載いたしております。

また、表の中の網掛け部分は、現行より施設種別や定員数に変更があった部分でございます。

今回お諮りさせていただくのは5園であり、北部区域に3園、南部区域に2園となっております。

それでは、北部区域の施設からご説明いたします。

まず、「おひさま保育園」は、平成27年4月より、古川町で「門真学園」として、個人が設置主体の小規模保育事業A型として認可を受け、その後、「おひさま保育園」へ名称を変更し、現在まで運営されてこられました。

今回、代表者の親族により、「一般社団法人あおぞら」が設立され、30年4月より、設置主体をこの一般社団法人へ移すことから、一般社団法人を設置主体として、新たに認可を受けるに伴い、改めて確認を受け、利用定員の設定を行うものであります。定員数につきましては、これまでと変更はございません。

次に、「はすのみ保育園」につきましては、昨年7月に公募を行い、「門真市小規模保育事業所設置運営事業者選定委員会」において選定されました4件の内の1件であります。設置主体は、昭和61年の設立から特別老人ホーム、デイサービス等の介護福祉関係施設を多数運営されている社会福祉法人ロータス福祉会であり、平成30年1月29日の児童福祉審議会において、新規の小規模保育事業A型として認可相当となっております。場所は、堂山町で、3階建ての建物の3階部分を改修し、30年4月より開園されます。

次に、「小規模保育園きずな」につきましても、先程の「はすのみ保育園」と同様、昨年選定された4件の内の1件であります。設置主体は、現在門真市内で、うちこし保育園、きたじま保育園、すえひろ保育園の3園で児童福祉事業を実施している「社会福祉法人雅福祉会」で、児童福祉審議会において、小規模保育事業A型としての認可相当となり、場所は、末広町で2階建ての一軒家を改修し、その1階を使用して開園されます。

続きまして、南部区域の施設についてご説明いたします。

「ぬくもりのおうち保育 門真園」につきましても、昨年選定された4件の内の1件であります。設置

主体は、大阪府内を中心に、東京、静岡等でも小規模保育事業所や認可外保育所等を多数運営されている「株式会社S・S・M」であり、小規模保育事業A型として認可相当となっており、場所は、柳田町で、8階建ての建物の1階部分を改修し、開園されます。

最後に、「門真市立砂子みなみこども園」につきましては、現在の南幼稚園と南保育園の老朽化による建替えを契機に統合し、千石西町に新たな公立の幼保連携型認定こども園を開園いたします。現在の南幼稚園と南保育園の実際の利用者数に合わせ、定員を設定しております。

これら施設の利用定員の設定により、増加する保育定員数といたしましては、「はすのみ保育園」の15人、「小規模保育園さずな」の10人、「ぬくもりのおうち保育 門真園」の19人となり、新規の小規模保育事業所の設置の結果、計44人の増加となっております。

また、砂子みなみこども園につきましては、保育定員数は190人となっております。現在の南保育園の保育定員数180人から10人の増加となっております。そのため、下の表に記載しておりますとおり、3号認定では53人、2号認定では1人の保育増加、また、1号認定では、もともと130人定員であった南幼稚園の定員を、現在の利用者数に合わせ、70人としておりますことから、マイナス60人となっております。

今回は、30年4月1日付けで新たに利用定員の設定をするもののみ、記載しておりますが、小規模保育事業所の新設など、年度途中で定員が増加する可能性があること、また、今回ご説明させていただいた4園以外にも、30年4月1日付けで定員変更を行い、保育定員を増加させる施設もあることから、最終的に年度途中の定員数を増加する場合もございます。

これらの増加数については、参考資料2の確保数に反映させており、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

こちらは、昨年8月から10月にかけて、本部会及び全体会議にて、中間見直しについてご審議いただいた際の資料を反映させていただき、修正を行ったものであります。

27年度から29年度については、昨年の説明資料と変わらず、計画と実績値の比較をしております。また、30年、31年度については、昨年ご審議いただいた説明資料より、27から29年度の支給認定者数の増加率の平均により量の見込みを、各施設・事業所による保育定員拡充希望数により、確保方策を記載しております。

先程、ご説明させていただいた5園及び定員変更を行う施設につきましては、30年度の確保方策に含んでおります。また、量の見込みにつきましては、昨年より修正はございませんが、確保方策につきましては、各事業者に対し、施設整備時期の変更や最新のヒアリング結果に基づく定員変更、また、企業主導型保育の地域枠の定員数反映など、若干の修正をしておりますが、31年度時点で不足がなくなる形に変更はございません。

議題1についての説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局の方から新規の小規模保育事業所の来年より4月1日から新たに利用定員が設定されることについて説明がありました。ただいまの説明に対して、なにかご質問ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

邨橋委員：この形で順調にいけばいいと思うんですけども、保護者が働く率と子どもの数とで需要と供給が決まってくるよね。そのことについて、市としては子どもの少子化の傾向がいつぐらいから顕著になっていくのか、あるいは今の保護者の働いている率の傾向はどのようにみているのか説明があればお願いします。

事務局：そうですね。子ども自体の数は、27年度の調査のときもそうなんですけれども、下がっているという

ころではあります。ただ、その代わりに利用率は増えておりますので、それが今後、より増えるということになりますと、また状況を見ながら、分析をしていかななくてはならないかなと思っております。今、実際、施設の方も整備に入ったり、耐震をしたりというところでみておりますので、今は状況を見ながら、今後、この先を考えていきたいなと思っております。

邨橋委員：もし働いている人が増えてきたときに、新規の施設を作るとなってくると大変なことになると思います。幼稚園での3号認定の2歳児の受け入れが、ある程度、制度として動きだしそうなので、そこをうまく利用することを考えていくのはどうかと思うんです。どうしても極端に増えてしまった場合は仕方ないと思うんですけれども、少数であれば、幼稚園の預かり保育を利用して、2歳を預かってもらう。既存の施設で幼稚園の場合、定員が割れているところが多いので、2歳であれば、調乳室をつくるとか、施設そのものを大きくさわずに受け入れられると思います。要件の範囲を、2号と1号の差をある程度考えたときに、どこまで縮められるかという問題があるかと思っておりますけれども、それを利用できる方策として市の方で考えていくのはどうかと思います。これは前も言っていたように、給食費と預かり保育をどうセッティングするか、フルに使えば、追加は出るけれども、フルに使わずに済むのであれば1号で2歳の預かり保育を利用できる、という形で利用できるのであれば、2号の方で1号の方にまわる方が出てくるかと思っております。これは「あそこの園に入りたい」と1号は選べますけど、2号は調整が入ってしまうので、選べられない部分、手がかかってしまう部分があるんだけれども、1号では園を選べるのであれば、「あそこの園に」という方もいらっしゃると思う。そうすると、2号の利用申請者が若干少なくなる可能性があるかなと思っております。これはあくまでも2歳以降の話ですけれども。

事務局：現状、私学助成の幼稚園さんで一時預かりの幼稚園型を門真市で契約という形でやっていた園というところは、今はない状態です。スマイルチャイルド事業という大阪府の預かり保育の制度を利用してやっていますので、もし2歳にもということであれば、まず、今の一時預かりの幼稚園型をどうするかということから入っていかなくてはいけないかと思っております。以前に、意向調査という形で各事業者さんに、新制度に移行したときに一度お話をさせていただいたことがあるんですが、その時点ではあまりご意向がなかったもので、2歳児の受け入れということで、そのあたりが、今、計画上では1、2歳のところで見ると31年度には供給が整ってくるという計画にはなっておりますので、その進み具合によって、事業者さんとお話をしていくという形で考えております。

邨橋委員：今は時間があるから、その制度をうまく使って、新規の開設とか新規の小規模を作るよりも20人程度であれば、うまくいけば幼稚園でも受けられる可能性があると思います。

事務局：あくまでも幼稚園さんのご意向とか体制づくりというところにかかってくるかなと思っておりますので、そのあたりは制度の構築具合、また一応、来年には出来るという方向性は示されていますので、それがどういう仕組みになるのか、事業者さんと、子ども数の状況をみて検討してまいります。

邨橋委員：いますぐは必要ないと思いますが、検討していく必要はあると思います。

事務局：そうですね。そのあたりをにらんでいく必要があるかと思っております。

邨橋委員：幼稚園の方でもこういう制度になってきているから、出来るだけ受けるということも検討してもいいんじゃないですかという話もしています。

部会長：邨橋委員、よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

部会長：他、いかがでしょうか。

西委員：この資料を拝見すると、児童数が27年度から30年度、④の欄を見ると、結構な数が減少していることがわかると思うんですが、これから子育て世帯等を、流入という形で、市の施策としては展開してい

くお考えなのか、それとも、出ていく方を出ていかないようにするという方向で施策を考えているのか、そこは市で検討中という状況なのでしょうか。

事務局：市としては流入を目指しているところはあります。今、地方創生の方も本来ならば、ぐっと下がるんですが、それを少しでも増やしていく。現状、増やしていくのは難しいと思っています。その減るスピードを落として、あとで数を保っていきたいと思います。そのために流入まで先を見ないと増えていきません。全体が下がっているのに、全体数を上げるのは難しいと思っていますので、減少率をなんとか少なくしていきたいと思っています。

西委員：今度、4歳児が無償化になるんでしたよね。例えば、それをもっとPRというか、そういったお考えはないんですか。

事務局：そうですね。一応、広報の方に伝えたり、あとは報道提供したりはしているんですけども、まだその程度になっておりますので、また周知については考えていきたいと思っています。

西委員：新聞等に掲載していたんですか。私はまだ、見きれていないのですが。

事務局：予算の記事を見ますと、5歳児で無償化していたのを、4歳児もしたという記事でしたので、あまり取り上げていただけていなかったというのがございます。また魅力発信課と何か協力しながら、広めたいと思います。ありがとうございます。

西委員：ありがとうございます。

郵橋委員：ついでに守口の話ですが、守口は0から5歳まで無償化にして、待機児童の数が12月の段階で300なんです。それでも無償化のポスターを作っています。また増えるんじゃないかと心配しています。

事務局：またPRの仕方は課題だと思いますので、そこは考えていきたいです。

東口委員：また同時に入りにくいという噂がひろがっていくんじゃないかな。

郵橋委員：一番困っているのは兄弟がいて、下の子が出来たから同じ園に入れたいと言っても、たいがい、入れない。優先順位がよその子になってしまっていることが多い。違う園なら、なんとか入れるかというのと、入れない方もいらっしゃる。入れないという方は早い段階でわかっていると、1号でいいということで、園に入る。ということは、1万5千円別途必要になるけれども、構わないということで入っていらっしゃいます。離れているところに決まっている方はすごく悩んでいました。兄弟を別々に預けないといけないから、どちらにしろ、いままでよりも早く起こして連れて行って、また次の園に行つてという面においては、すごく困ってました。無償化にならない方がいい。以前の方がいいと言う方が多いです。

黒石委員：また私も守口の話になってしまうんですけども、無償化をしたことによって、それで引っ越しをしてきている人がいて、入りやすい順番のランクがありますよね。ずっと昔から守口に住んでいる人が入れなくて、突然、それを目的で引っ越ししてきている市民がそのレベル的に入りやすいのを持っているから入れて、近所の人のお話なんだけれども、ずっとここに住んでいるのに、その人間が入れなくて、無償化を聞いて引っ越ししてきた人達がどんどん、それが目的で引っ越ししてきたから入れて、それでいつまでここに住んでくれるかわからないのに、私は絶対ここに住むのに、という。実家からずっとだから、腑に落ちない。私が幼稚園の先生しているのを知っているのに、「どう思います」って言われて、回覧板と共にその話をされて、「うん。そうやね」って身につまされる感じで、門真も同じようにならないように、今、ずっと門真に根付いて住んでいるのになかなか入れない人ももちろんいらっしゃると思うので、無償化することによって、それを目的に引っ越ししている人が優遇されているのって、「何年以上住んでいる人とかにしてほしいよね」って言われて「あ〜。なるほど。」と聞いていたんですけども、そういう発想は、実際、身につまされた人が出る発想なのかなと思って私は聞いていたんですけども、ついこの間、回覧板と共に聞いたお話なんですけれども、でも、きっとそうなんだろうなと思っ

て、だから、門真はまだ言っても5歳だけだけど、本当に守口のようにになると、そうなる可能性がある。ずっと門真に住んでおられる人が優遇されなくなる可能性はきっとあるんだろうなと思ったので、門真はまだなっていないので、今は考える時期なのかなと思います。

東口委員：居住年数を点数化するとか。

事務局：なかなか利用調整の際の点数に居住年数まで点数化するのは難しいですが。

黒石委員：そうですね。難しいですね。でも、実際の声として、「なるほどな」と思ってしまったので。

邨橋委員：でもそういう笑い話じゃないですが、園の道を挟んだ向かい側に住んでいる子の上の子は来ているけど、下の子は結構遠いところに決まって、「なんで」と言っていました。

邨橋委員：そこにずっと住んでいますもんね。それを条件にするとか、あってもいいかもしれませんね。

部会長：種々の情報ありがとうございます。他、なにかないでしょうか。

東口委員：小規模がまた増えたと思うんですけども、足が出ているような、3歳児の難民みたいな。3歳児待機の話は特に今のところはありませんか。

事務局：昨年度の春、29年度4月の時点では小規模から卒園された方すべてを受け入れができたということまでは確認できていますが、今年度の利用調整の中でも一定の優遇措置を設けていますので、優先的に上がっていただいている状況なんですけれども、まだ選考結果がでていませんので、そこは注意深くみていきたいと思います。ただ、利用の調整といいますか、窓口とかで申請の手続きをする際にはご不満に思っている保護者の方が実際にいるのは事実ですので、課題だと思います。

邨橋委員：門真市の場合は以前、幼保連携型でしか認めない形だったですよね。これを幼稚園型に認めることになると、緩和するかなと思うんですけども、その方向性の検討はどうか。幼稚園型であれば、0、1、2が絶対要件ではないので、3歳からでも行けますし。3歳で2号の受入ができると、連携施設に入る流れが出てくると思いますし。1号の数がどちらかというと割れている状況の中だったら、2号でもいいかと思われる園も出てくると思います。さっきの2歳児と合わせると、2歳からの分の移行がスムーズにいけるかなと。いろいろ要件の部分で問題点はあるかと思いますが、検討としてはあってもいいかなと。

事務局：幼保連携型としか門真市としては認めていないということは、補助金を出して整備していただくものについて幼保連携型をお願いしますということになっていまして、既存の幼稚園が幼稚園型の認定こども園に変わりますということに関しては特にだめですという方針ではないです。

邨橋委員：それであれば、少し誤解がありました。こども園になるのは、幼保連携型じゃないといけないと思っていました。

部会長：邨橋委員、よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

部会長：他、山元委員は、よろしいですか。

山元委員：そうですね。もし、これから4歳児、5歳児が無償化になりますよと周知といいますか、PRをされるのであれば、それと合わせて、どういう目的で無償化をするのかというのは、国のように「働くお母さんを応援するために無償化する」のか、門真はそうじゃなくて、「すべての子どもたちに等しく教育の機会を与えるために、小学校から先につながる教育をするためにする」という目的をもってPRしていただいたほうが、働けると簡単に保護者の方が思ってしまうと、それは本来の目的からはずれるんじゃないかなと感じますので、その辺を特に母親になる人たちにもっと声を大にして周知していただいたほうがいいかなと思います。

部会長：今の山元委員の指摘に。

事務局：はい。当然、働いているご家庭のお子様に対する経済的な支援という意味合いもあるし、今、仰っていただいた幼児教育それから義務教育が行われているところについていただきたいという両方の意味合いもありますので、片方だけになってしまわないように、周知にあたっては気を付けてやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

部会長：よろしいでしょうか。

山元委員：はい。

部会長：他、大丈夫でしょうか。

一 同：はい。

部会長：他に意見がないようですから、最後の議題2「その他」について事務局よりなにかありますでしょうか。

事務局：本日、お配りさせていただいた資料の方をお願いしたいんですけども、来年度に実施される予定の国の幼児教育の段階的無償化及び本市の対応について、その概要を説明させていただきます。本日配布資料「平成30年度における幼児教育の段階的無償化の推進」に伴う市利用者負担の改正（就園奨励費補助を含む）について」をお願いします。前回の会議でご審議いただきました本市独自の取り組みである「4歳児、5歳児の幼児教育・保育・療育の無償化」とは別に、国においても、資料の表題にありますとおり、29年度に引き続き、30年度においても、一定の保護者負担の軽減が図られることとなっており、内閣府及び文部科学省の予算案において、その内容が示されております。上段の「内閣府関係：特定教育・保育施設等の利用者負担の軽減」についての表をご覧ください。まず、30年度改正内容の左欄に記載のとおり、特定教育・保育施設等の利用者負担の軽減としまして、1号認定の年収約360万円未満のひとり親世帯等以外の保育料が軽減されることとなっております。この変更に伴う本市への影響につきましては、右欄に記載のとおり、1号認定のうち、ひとり親世帯等以外の年収約360万円未満の世帯、具体にはひとり親世帯等以外の第4階層から第6階層の利用者負担額につきましては、国基準の減免率に準じて引き下げるものであります。なお、資料に記載はございませんが、年収約360万円未満の世帯のうち、ひとり親世帯等につきましては、29年度において、既に市町村民税非課税世帯並みの利用者負担額とする軽減措置が実施されております。続いて、下段の「文部科学省関係：幼稚園就園奨励費補助の国庫補助限度額の拡充」についての表をご覧ください。新制度に移行していない私立幼稚園の利用者負担につきましても、同様に負担軽減が図られるよう補助限度額の拡充が図られることとなっており、国施策による変更に伴う本市への影響につきましては、国基準どおりの補助限度額まで市の補助限度額を引き上げるものであります。具体的な変更後の料金表につきましては、次ページ以降に示しておりますが、色付き・太字の箇所が変更となる階層と具体の額となっておりますので、それぞれご参照をお願いいたします。以上が、現在、国会で審議されている来年度の国の段階的無償化に伴う本市の対応の概要であります。これらの変更につきましては、30年4月1日からの利用者負担から適用されることとされておりますことから、所要の規則改正及び保護者に送付する利用者負担額決定通知書への反映等を実施する準備に取り掛かっているところであります。以上でございます。

部会長：ありがとうございました。それでしたら、今、事務局からの説明に対してなにかご意見ご質問がございましたらよろしく申し上げます。

事務局：少しわかりにくいですので補足しますと、4歳児、5歳児につきましては、本市で無償化を行いますので、今回、この改正が適用されるのは、1号認定の満3歳の方のみになります。それを新制度の意味でいいますと、1号認定の満3歳の方の第4階層、第5階層、第6階層のところは少しずつ料金が下がる。また同じ私学助成の幼稚園の方ももらえる額が少し増えるということになります。限定的な対象の方に

なる予定です。ちなみに、2号認定、3号認定の方は保育料についての段階的な無償とは国の方で実施される予定はないということです。

部会長：それでは、なにかご意見ご質問はないでしょうか。

西委員：限定的な対象者であるということなんですけれども、本市はどれくらいの数を見込んでいるのか、教えていただいてもいいでしょうか。

事務局：対象人数として、かなり少ない人数とみていますので、おられても十数人ぐらいかなと思っているので、予算への影響はあまりないとみております。それよりも4、5歳の無償化の方が影響が大きいので、これについては、特段、予算に細かく反映しないという対応をしている状況でございます。

部会長：よろしいでしょうか。

西委員：はい。

部会長：ありがとうございます。他にないでしょうか。

一 同：はい。

部会長：事務局、他に何かありますか。

事務局：はい。続きまして、事務局より今後の予定についてお知らせいたします。前回の全体会議の際にもご連絡させていただきましたが、次回第3回全体会議を3月19日（月）午後2時より、本館2階の大会議室にて開催を予定いたしております。次回の全体会議では、今回の部会でご審議いただいた内容の報告、先程お示しさせていただいた中間見直しの最終案、また、それらを含め事務局で答申書としてまとめまして、お示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。それでしたら、3月19日にこの全体会議をとということで、今、連絡がありましたので、予定の方よろしく願います。それでしたら、他、よろしいですか。

邨橋委員：ちょっとだけ。無償化のアンケートの結果を送っていただけましたよね。あれは一般に公表されているんですか。

事務局：ご協力いただいた各施設さんの方には送らせていただいたんですが、まだ一般の公表まではしていない状況です。子ども・子育て会議の委員の皆様にはまた別途、資料提供させていただきたいと思っております。本日、ご用意しておりませんので、本会議の際にでも改めてお示ししたいなと思っております。よろしく願います。

部会長：ありがとうございます。それでしたら、よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

部会長：わかりました。特にないようですので、今回の議題はすべて終了となりました。

これもちまして、「平成29年度 第4回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会」を終了いたします。今日も活発なご意見をありがとうございました。